

鈴木邦彦議員に対する辞職勧告決議

鈴木邦彦議員は、去る令和6年4月18日から令和6年7月1日までの間に8件の町職員等へのハラスメント行為を行ったことが「亘理町議会政治倫理に関する調査特別委員会」の調査で明らかになった。

町議会議員は、公正かつ適正な選挙により町民の信託を受け、住民の代表として最終的な政策の決定及び行財政の監視等を行い、町民福祉の向上に努めるべき職責を有している。

特別委員会の調査報告書では総括として、町民の付託を受けた議員としては町民の意思に反する行為であることから、鈴木邦彦議員の一連の言動は議員辞職に値するとした。

よって、本町議会は、鈴木邦彦議員に対し、自らその責任を重く受け止め、町議会議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議します。

令和6年12月10日

亘理町議会